### 宮城県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱

(通則)

第1 宮城県生活基盤施設耐震化等補助金(以下「補助金」という。)については、 予算の範囲内において、「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」(令和 4年4月1日厚生労働省発生食0401第1号厚生労働事務次官通知。以下「交 付金交付要綱」という。)第6に定める事業に充てるため、補助金を交付するも のとし、その交付に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36 号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところ による。

(目的)

第2 この補助金は、県内の地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽 化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、 もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3 この要綱における用語の定義等は、次の各号に定めるところによる。
- 1 補助対象事業

「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」(令和5年12月11日健生発1211第3号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。以下「交付金取扱要領」という。)第3に該当する事業とする。

2 補助対象事業者

交付金取扱要領第2に規定する要件に該当する事業者とする。

3 その他

上記の他、この補助金における用語の定義等は、交付金取扱要領第1及び第4 に規定するものとする。

(補助額の算定方法)

第4 交付金取扱要領第7で定める算定方法によるものとする。

(交付の条件)

- 第5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- 1 水道施設関連事業
  - (1) 事業計画の変更

ア 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(ア) 事業の内容の変更であって、主要な構造物(取水施設、貯水施設、浄水施

設等の施設(管きょを除く。)をいう。)について、次の事項を変更しよう とする場合

- ア) 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
- 付 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの
- り) 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計(変更設計を含む。)に基づく工事の程度を著しく変更するもの
- (イ) 管きょ(構造物の附帯設備である管きょを除く。)にあっては、導水管、 送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30%以上の増減が生じた場合
- (ウ) 事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合 ア) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営 繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場 合
  - イ) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合
- イ アにより承認を受けようとするときは、別紙様式3により事業計画変更承 認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して 知事に提出するものとする。
- (2) 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに(アの場合は当該年度の2月20日までに)別紙様式5により知事に報告してその指示を受けなければならない。 ただし、翌年度に繰り越した事業は、アの場合、又は(1)の事業計画の変更があった場合に限る。

- ア 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又は その遂行が困難となった場合
- イ 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費 より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が 不用となる場合
- ウ 補助対象事業が災害を受けた場合
- エ 工事竣工期日が30日以上遅延する場合
- (3) 事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式5による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを知事に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

#### 2 状況報告

知事は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、 又は検査を行うことができる。

## 3 財産処分の制限

- (1) 交付規則第21条に規定する知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- (2) 交付規則第21条に規定する知事の定める財産は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものとする。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

## 4 財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

### 5 事業の経理

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成 及び保管にあたっては、次によらなければならない。

## (補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式9による調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

# (補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

### (交付申請手続)

- 第6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- 1 別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。
- 2 補助対象事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明ら かでない場合は、この限りではない。

### (変更交付申請手続)

第7 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付(一部 取消)申請等を行う場合には、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、第 6に定める申請手続きに従い、速やかに行うものとする。

## (補助対象期間)

- 第8 補助対象期間は、交付決定日から事業完了の日若しくは事業の廃止の承認を 受けた日又は交付の決定のあった日の属する年度末のいずれか早い日までとする。 ただし、知事が必要と認める場合は、交付決定前についても対象期間とすること ができる。なお、事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までとする。
- 2 補助対象事業者は、やむを得ない事由により、交付決定前に補助対象事業に着 手する必要が生じた場合には、別紙様式4による交付決定前事前着手申請書を知 事に提出し、その承認を受けるものとする。

### (補助金の概算払い)

第9 知事は、必要があると認めた場合においては、概算払いをすることができる。

### (実績報告)

第10 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第5の1(3)及び第5の2(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は知事が定める日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までに別紙様式7による 年度終了実績報告書を、知事に提出するものとする。 2 補助対象事業者は、第6の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11 補助事業者は、第6の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したとき(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、その金額(第9の2の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式8により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入 控除税額の返還を命ずる。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度予算に係る補助金 に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した 場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月10日から施行し、平成30年度予算に係る補助 金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した 場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月22日から施行し、平成31年度予算に係る補助 金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した 場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年6月26日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に 適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した 場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

1 この要綱は、令和2年10月5日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に 適用する。 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年5月20日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に 適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した 場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年5月18日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に 適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した 場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適 用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した 場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年12月11日から施行し、令和5年度予算に係る補助金 に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した 場合に、当該補助金にも適用するものとする。